



あぐりあす

第275号



～ 掲 載 内 容 ～

ページ

1 久慈地域の情報

- 普及現地情報 . . . 1
 - ・地元高校生が郷土料理を学ぶ！～まめぶ編～
 - ・ほうれんそう産地拡大実践プラン中間検討会及びミスト制御技術の見学会を開催しました！
 - ・地元高校生が郷土料理を学ぶ！～あかはたもち編～
 - ・集客力向上を目指して産直視察研修を開催しました！
 - ・漬物の営業許可はどうとるの？～漬物セミナー開催！～
 - ・久慈の短角牛、霞が関へ！～農林水産省「消費者の部屋」の産地取材がありました～

2 お知らせ

- 農薬の適正な使用はなぜ大切か？(3) . . . 7
 - ・「違反があったら農薬取締法に基づいてどんな立入検査を受けるのか」という内容を紹介します。(4回連載)
- 令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修の開催について . . . 9
 - ・まとめて学ぶことが少ない農薬について、この機会に正しい知識を学んでみませんか。
- 農業用廃プラスチックを回収します . . . 11
 - ・12月に農業用廃プラスチックの回収を行います。
- 秋のクマ被害防止キャンペーン . . . 12
 - ・クマによる人身被害防止のため、令和5年10月から11月の間、「秋のクマ被害防止キャンペーン」を実施します。
- 野生きのこの取扱いについて . . . 14
 - ・販売の際は、野生きのこの放射性物質濃度の自主検査をお願いしています。
- 農業情報メールサービスの紹介 . . . 16
 - ・岩手県の農作物技術情報や農村地域などの情報を幅広く提供するメールサービスを行っています。ぜひご利用ください。
- ぐるっと、ぺろっと、北いわてスタンプラリー . . . 別添
 - ・「久慈地域産直スタンプラリー」とあわせてご参加ください！

普及現地情報
令和5年8月31日
久慈農業改良普及センター
記述者 小原幸

地元高校生が郷土料理を学ぶ！～まめぶ編～

久慈地域の食文化を地元高校生に伝えるため、調理師を目指す久慈東高校食物系列科の3年生15名を対象とした「郷土料理伝承会」を開催しました。

8月25日は、岩手県「食の匠」である久慈市山形町の谷地ユワノさんを講師に、「まめぶ」の伝承を行いました。

谷地さんから「生地をこねる際は沸騰するくらい熱いお湯を」「まめぶを作る際は、具材を入れた生地を丸めた後にギュッと握って空気を抜く」など、調理のコツを学び、班ごとに調理しました。初めてまめぶを作る生徒もおり、楽しそうに講義を受けていました。

参加した生徒に感想を聞くと「郷土料理を学ぶ貴重な体験ができて良かった」「家に帰ってから作りたい」「社会に出てからもまめぶを作っていきたい」などの前向きな声がありました。

この郷土料理伝承会は、久慈地方農業農村活性化協議会（県、市町村、JA等で構成）が主催しており3回シリーズ。第2回は「あかはたもち」（9月1日）を、第3回は「手打ちそば」（11月17日）を予定しています。



まめぶの調理方法を熱心に学ぶ学生達

普及現地情報
令和5年9月12日
久慈農業改良普及センター
記述者 佐々木 美苗

ほうれんそう産地拡大実践プラン中間検討会及びミスト制御技術の見学会を開催しました！

新岩手農業協同組合久慈地域野菜部会では、久慈地方ほうれんそう産地拡大実践プランに基づく生産性向上に向けた取組の中間検討会や夏期の収量向上に向けたミスト制御技術の見学会を8月28日に行いました（久慈市山形町）。当日は生産者（部会員）を中心に、関係者等28名が参加しました。

実践プラン中間検討会では、取組の進捗状況や課題を共有するとともに、参加した生産者から、担い手の育成や生産性向上対策に関する意見など積極的な提案が出されました。

また、ミスト制御技術の見学会（同町実証ハウス、3年目）では、10aで実証に取り組む担当農家から、猛暑が続く中でも生育停滞がみられなかった効果について説明がありました。参加者からは、必要な水量や動作設定等の質問があり、関心の高さが伺えました。

今後も、実践プランに掲げる夏期安定生産に向けた取組を支援していくとともに、ミスト制御技術の3年間の実証結果を踏まえ、技術導入に向けた情報の提供を行っていきます。



中間検討会の様子



ミスト実証現地見学会の様子

普及現地情報
令和5年9月29日
久慈農業改良普及センター
記述者 小原幸

地元高校生が郷土料理を学ぶ！～あかはたもち編～

久慈地域の食文化を地元高校生に伝えるため、調理師を目指す久慈東高校食物系列科の3年生15名を対象とした「郷土料理伝承会」を開催しました。今回は2回目です。

9月1日は、岩手県「食の匠」である洋野町種市の小松幸子さんを講師に「あかはたもち」の伝承を行いました。「あかはたもち」とは、海藻の一種「アカバギンナンソウ」をふかして練り上げたもので、洋野町種市以北の太平洋岸で古くから食べられた伝統食。小松さんから「『あかはたもち』は、もちもちとした食感と磯の香りが特徴で、刺身にし、お彼岸にお供えします」と説明を受け、実習を行いました。

参加した生徒からは「『あかはたもち』を初めて食べた。もちもちしている」「どんな成分で構成されているのか不思議」「海藻からこんな料理ができるのは驚いた」「地元の食文化に興味を湧いた」などの感想がありました。小松さんは、「あかはたもちを知らない世代も増えているので、地域の自然や歴史と共に伝承していきたいです」と話していました。



あかはたもちの伝承会の様子

【一部 Bing AI chat により生成しました】

普及現地情報
令和5年9月29日
久慈農業改良普及センター
記述者 小原幸

集客力向上を目指して産直視察研修を開催しました！

久慈地域産直連絡協議会では、加盟産直を対象に集客力向上を目的とした視察研修を開催しました。参加者は7産直28名で、9月6日に道の駅やまだおいすた（山田町）、道の駅遠野風の丘（遠野市）、サンQふる郷市場（遠野市）の3か所を視察しました。

視察先では、それぞれ特徴的な商品や販売方法、運営体制などを学びました。道の駅やまだおいすたでは、地元の農家や漁師が直接出荷する新鮮な特産品や加工品を見学。道の駅遠野風の丘では、出荷者との関わり方やブランディング、地域連携などについて説明を受けました。サンQふる郷市場では、イベント企画や売れ筋商品を数値化しての、棚の並べ替えなどの工夫を説明していただきました。

参加者からは「売り場がとても見やすい配置になっていて参考になった」「POPが想像以上に参考になった」「データを数値化して収集、比較することの大切さを改めて感じた」などの感想がありました。研修会后、早速新たなPOPを掲示した産直もあり、研修の成果が表れているようです。



サンQふる郷市場での研修の様子

【一部 Bing AI chat により生成しました】

普及現地情報
令和5年9月29日
久慈農業改良普及センター
記述者 小原幸

漬物の営業許可はどうとるの？～漬物セミナー開催！～

改正食品衛生法（R3）への対応として、漬物やその他加工品の営業許可や食品表示の理解を促進することなどを目的に久慈地方農業農村活性化推進協議会（以下、協議会）では、8月31日に漬物セミナーを開催しました。セミナーには産直出荷者等40名が参加しました。

セミナーでは、久慈保健所から営業許可や食品表示について学んだ後、実際に営業許可を取得して産直等で販売している木村コノさんから事例紹介をしていただきました。

参加者は「食品表示について忘れていたこともあったので学ぶことができ良かった」「責任を持つことはプレッシャーだが頑張ろうと思います」「実際に取り組んでいる人の具体的な事例を知る事が出来て参考になった」と感想を述べていました。

研修会後、「漬物の営業許可を取得する予定」といった前向きな声や食品表示や営業許可に関する個別で具体的な質問等もありました。協議会では、関係機関と連携し個別のフォローアップも継続して行っていきます。



セミナーの様子

【一部 Bing AI chat により生成しました】

久慈の短角牛、霞が関へ！ ～農林水産省「消費者の部屋」の産地取材がありました～

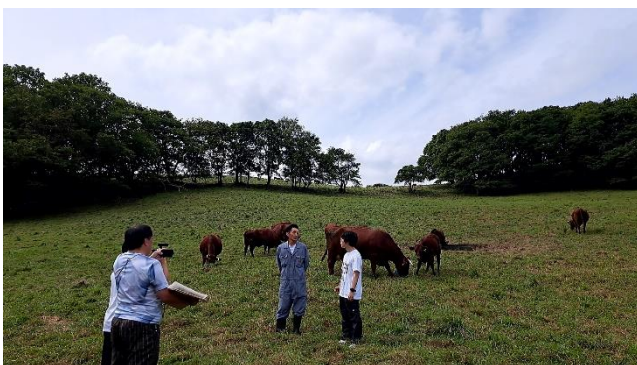
農林水産省では、消費者とのコミュニケーションを深め、農林水産行政や食生活に関する情報発信を行うため、「消費者の部屋」を設置し一般公開しています。

今般、「消費者の部屋」の特別展示（震災復興展示）で本県の短角牛生産が取り上げられることとなりました。

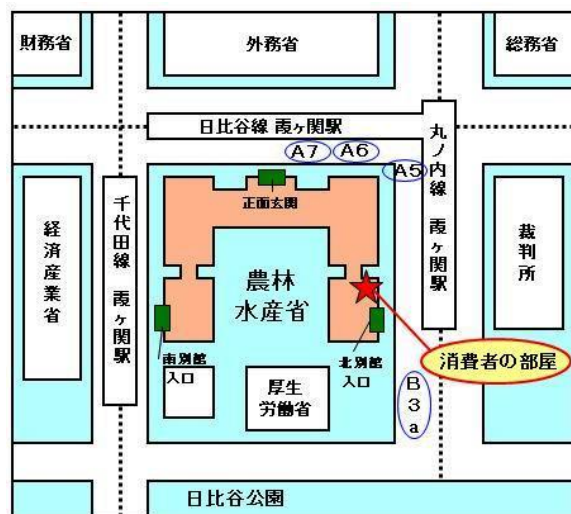
農林水産省職員3名は、久慈市内の短角牛生産者及び放牧地を訪れ、自然交配による子牛生産の方法や、牛舎での肥育管理、特に久慈山形村短角牛の「国産飼料」へのこだわり等について取材を行いました。

また、普及センターからは、本県における短角牛生産の成り立ちや、現在の生産・販売状況等について説明を行いました。

「消費者の部屋」での展示は、令和6年3月頃を予定しています。農水省HPにて、PDFや動画の公開も予定（同1月頃）しているとのことですので、ぜひご覧ください。



撮影の様子（生産者取材）



消費者の部屋
（農林水産省北別館1階）

■ 農薬の適正な使用はなぜ大切か？(3)

「農薬の適正な使用」に関する特集の3回めです。

第1回は「農薬を使わずに、防除もしないと、農作物はどーなる？」(あぐりあす第273号)、第2回(同274号)は「農薬の使い方を間違える原因って想像できますか？」という記事で解説しました。

今回は「**違反があったら農薬取締法に基づいてどんな立入検査を受けるのか？**」という内容です。

もちろん、皆さんは、運転でも税金でも違反なんてしたことないよ。何言ってんの！とおっしゃると思います。これから寒くなっていくときに、ハウスでは葉物(軟弱野菜)を作ったりしませんか？ 県内での話ですが、この10年間で農薬残留基準値超過の事例があった秋冬野菜品目は、しゅんぎく、ちんげんさい、にらです。中には、産直に出荷してから違反がわかった事例があります。

(農薬残留しやすい品目は、「あぐりあす」274号の記事で確認をお願いします)

残留基準値違反となれば、農薬取締法と食品衛生法の2つの法律に基づいた立入検査を受けなければなりません。ここでは、農薬取締法に基づく立入検査について紹介します。ぜひとも経験しなくていいようにお願いします。お互いに結構”嫌な思い”をしますの。。。

■ 違反があったら農薬取締法に基づいてどんな立入検査を受けるのか？

- (1) 通報 (→県)
- (2) 情報共有 (→関係機関・団体)と立入検査の指示(→病虫害防除所・農業改良普及センター)
- (3) 農薬使用者への立入検査の実施(農薬取締法)

- ア 被検査者(”違反者”)の氏名・住所、検査日時・場所、保健所の指導内容(食品衛生法関係)
- イ 検査項目(無登録農薬・販売禁止農薬の使用有無、使用基準の適否、指導内容)

(3)ーア、イの項目だけをみると「結構”嫌な思い”」をするかはわかりにくいのですが、次のようにな質問で確認せざるを得ないので ...

- ① 名前、住所、年齢、電話番号
- ② なんで間違えたの？
- ③ 登録内容確認しなかったの？
- ④ 間違ったと気付いた(いわれた)時どう思った？
- ⑤ (違反した)農作物は、何年作っているの(経験)？
- ⑥ (違反した)農薬は、これまでも使ったことはあるの(経験)？
- ⑦ 農薬の管理はどうしているの(毒劇物の場合は施錠有無も)？
- ⑧ 使うときの計量方法は？
- ⑨ 農薬を使った後の噴霧器の洗浄は？
- ⑩ 再発防止に向けた指導と確認



以上の立入検査を行った内容(検査記録書)には、**検査者(農薬取締職員)と違反者(または立会人)に自筆で署名**してもらいます。その後、法に違反している行為であることから、県は農林水産省に報告し、対応の指示を受けます。

こんな尋問は、する方もされる方も気が滅入ってしまいます。結構”嫌な思い”をします。でもご安心ください。

農薬使用基準に従って使用すれば、残留基準を超過する心配はないのですから！

農薬を使用する前に、**必ず農薬容器や袋に記載されているラベルで農薬使用基準を確認**しましょう！
なお、**迷うときは、使用前に必ず指導機関(JA、普及センター等)に相談**してくださるようお願いします。

■ 農薬を使用したら、必ず記帳しましょう！

■ 「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」で規定する農薬使用者の責任

(1) 農薬使用者は、農薬取締法第 16 条第 4 号（適用病害虫の範囲及び使用方法）、第 9 号（農薬の貯蔵場又は使用上の注意事項）及び第 11 号（最終有効年月）に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用しよう努めなければならない。

(2) 農薬使用計画書の提出、住宅地等の飛散防止措置、**記帳**、等

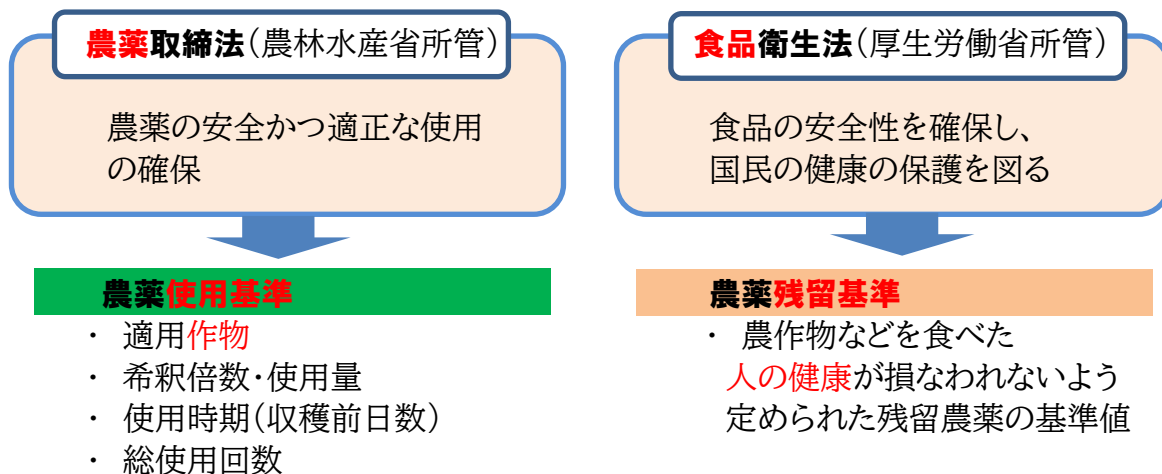
農薬の誤使用防止のために・・・
農薬の使用履歴を帳簿に記録する
 ・同じ品目でも、**作型ごと、圃場ごと**に記録

使用年月日	場所	作物	農薬名	使用量・希釈倍数	備考
R5.5.1	Cハウス	こまつな	●●水和剤	1000倍 (OL散布)	××病防除
いつ	どこで	何に	何を	どれくらい	誰が・何のために・何回目 等

使用年月日	場所	作物	農薬名	使用量・希釈倍数	備考
R5.5.11	Bハウス	ほうれんそう	◇◇粒剤	〇g/ハウス (6kg/10a)	■■の食害があったため

防除対象、使用回数等、防除担当者等をメモしておく役立つ

○農薬残留基準に関わる法律：農薬取締法と食品衛生法



「農薬管理使用アドバイザー」という資格をご存じですか？

岩手県では、農薬の安全で適正な使用を普及・推進するため、農薬を取り巻く状況や法律上の扱い等の基本的な知識を販売者や使用者に周知する機会を提供し、農薬の適正管理・安全使用に関して一定の知識を有する方を「農薬管理使用アドバイザー」として認定しています。

次のページのチラシをご覧ください

令和5年度の試験は次の日程で2回実施されます。

回	日時	会場	住所等
第1回	令和6年1月22日 (月) 9:30~16:50	花巻市文化会館中ホール	住所：花巻市若葉町三丁目16番22号 TEL：0198-24-6511
第2回	令和6年1月24日 (水) 9:30~16:50	岩手産業文化センター アピオ会議場 第十会議室	住所：滝沢市砂込389-20 TEL：019-688-2000

研修と受験に関する**詳細は次のホームページ**でご確認いただけます。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/nougyougijutsu/nouyaku/1007712.html>

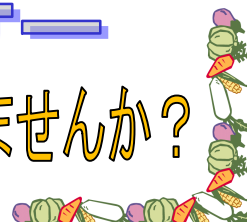
(岩手県HP: トップページ > 産業・雇用 > 農業 > 農業技術情報 > 農薬及び肥料 > 令和5年度農薬管理使用アドバイザーの養成研修を開催します)



あなたも

農薬管理使用アドバイザー

になりませんか？



岩手県では、農薬の安全で適正な使用を普及・推進するため、農薬を取り巻く状況や法律上の扱い等の基本的な知識を販売者や使用者に周知する機会を提供し、農薬の適正管理・安全使用に関して一定の知識を有する方を「農薬管理使用アドバイザー」として認定しています。

まとめて学ぶことが少ない農薬について、この機会に正しい知識を学んで、あなたも「農薬管理使用アドバイザー」として、地域の人や農薬を購入する人に対して正しく安全な使用方法を広めませんか。

★どのような人がなれますか？



満18歳以上の方を対象とします。
これまで農薬販売者、JA・NOSA I・ゴルフ場・産直組合等の関係者、防除業者、農業者など、病害虫防除に関わる様々な分野の方を認定しています。

★どうすれば認定されますか？



研修受講後の試験で70点以上（100点満点）取得した方が認定されます。

【研修会】

1 日時、場所

回	月日	会場	所在地等
第1回	令和6年1月22日 (月)	花巻市文化会館中ホール	花巻市若葉町三丁目16番22号 TEL: 0198-24-6511
第2回	令和6年1月24日 (水)	岩手産業文化センターアピオ 会議場（第十会議室）	滝沢市砂込389-20 TEL: 019-688-2000

※時間は受付9:00~9:30、研修: 9:30~15:50、試験: 15:50~16:50となります。

2 お申込み・お問い合わせ

受講には事前申し込みが必要です。県庁農業普及技術課へお問い合わせのうえ、申込書等を入手してお申し込みください。

なお、開催要領や申込書、試験問題（R4年度）は県庁のホームページから入手できます。

※ 岩手県HP > 産業・雇用 > 農業 > 農業技術情報 > 農薬及び肥料 > 岩手県農薬管理使用アドバイザーについて と進んでください。

(問い合わせ先) 岩手県庁 農林水産部 農業普及技術課
〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話: 019-629-5656

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修 受講を希望される方へのご案内

久慈市、普代村、洋野町、野田村の農業者で本研修の受講を希望する方は、別添の養成研修受講申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて、令和5年11月30日（木）（必着）までに久慈農業改良普及センターあて、郵送又は持参により申し込みをしてください（履歴書を添付することからFAXによる申し込みは不可）。

<提出書類>

- ・様式第1号 養成研修受講申請書（別添）
- ・様式第3号 試験免除願出書 ※試験免除該当者のみ提出
- ・参考様式 履歴書 ※市販の履歴書様式でも可

[様式は、岩手県のホームページから入手できます。]

<申込先及び申込みに関するお問い合わせ先>

久慈農業改良普及センター（担当：佐々木）

住所 〒028-8042 久慈市八日町1-1 久慈地区合同庁舎4階

電話 0194-53-4989

<岩手県農薬管理使用アドバイザーに関するお問い合わせ先>

県庁農林水産部農業普及技術課 技術環境担当（宍戸）

電話 019-629-5656

～農業用廃プラスチックを回収します～

ハウスビニルやラップフィルムなどを野焼きすることや、無許可で埋め立てすることは、法律で禁止されています。

久慈地方農業農村活性化推進協議会では、農業用廃プラスチックを適正に処理するため、回収事業を行いますので是非ご利用ください。

- 1 回収場所：JA新しいわて久慈営農経済センター、野菜集出荷所（山形、二ツ屋、種市、野田、普代）
- 2 対象：塩ビ類、ポリエチレン類、遮光幕、肥料袋、畜産用ラップフィルム、育苗ポット、苗箱、塩ビ管（畜産用ラップフィルムの芯など）
- 3 方法：8種類に分別し、回収場所へ搬入する。
- 4 期間：12月4日（月）～12月8日（金）9時～15時
※普代野菜集出荷所のみ 月・水・金曜日の14時～16時
- 5 処理料金：塩ビ管以外 1kgあたり 79円
塩ビ管 1kgあたり 99円
- 6 問合せ先：JA新しいわて久慈営農経済センター（0194-52-1318）

※詳細は、別添のチラシを御確認ください。



《《複数人での行動》》



《《誘引物の撤去・管理》》

クマ注意



か
わ
い
ね

《《子連れのクマに近づかない》》



《《ヤブの刈払いの徹底》》

クマに出逢わないために

入山する方へ

- ・ 事前に入山地域の**出没情報**や**被害情報**を確認する
- ・ 単独ではなく、**複数で行動**する
- ・ 夜間、明け方、夕方の入山を避ける
- ・ **撃退グッズ**（忌避スプレー、鉈など）を携帯する
- ・ 鈴やラジオなど**音の出るもの**を携行する
- ・ 音の届きにくい**悪天候時**や**溪流沿い**などに注意
- ・ クマの**糞**や**足跡**を見たら引き返す

農作業をする方へ

- ・ 廃棄野菜や生ごみ、コンポストを適切に管理する
- ・ 周辺のヤブを刈り払い、**見通しの良い環境**を整備する
- ・ **電気柵を設置**し、クマを寄せ付けない対策をする
- ・ 庭先果樹は適期が来たらなるべく**速やかに収穫**する

クマに出逢ってしまったら

- ・ 走って**逃げない**！背中を見せない！
- ・ 持ち物（リュックなど）を静かに置いて**注意をそらす**
- ・ **目を離さず**静かにゆっくり後退する
- ・ クマとの間に木や岩を挟むようにする
- ・ 風向きに注意して**撃退スプレー**を使う
- ・ クマが攻撃してきたら両手で**顔や頭部をカバー**
- ・ **体を丸く**して地面に伏せて防御する

野生きのこを取り扱っている流通関係者の皆さんへ

岩手県では、産地として消費者に安全な農林水産物を提供していく観点から、流通関係者（生産者団体、産地直売所、青果卸売市場）の皆さんに、**野生きのこについて放射性物質濃度の自主検査の実施をお願いしています。**

岩手県では、消費者からの信頼に応え風評被害の発生を防止するため、野生きのこを対象とした放射性物質濃度検査を行っています。

県が行った精密検査の結果、国の定める基準を超過する放射性物質濃度が検出された場合は、検査をした野生きのこが採取された市町村に対し、全ての種類の野生きのこについて出荷自粛等の要請を行います。

検査結果は県ホームページ上で公表するとともに、市町村、関係機関及び各報道機関に情報提供を行います。

「野生きのこ放射性物質濃度検査マップ」（以下「野生きのこマップ」という。）には、市町村ごとに、県が行った最も新しい検査の結果を掲載し、検査を行った市町村や出荷自粛等の対象市町村の状況について分かりやすいように表示しています。**野生きのこマップ等で出荷自粛等の対象として表示されている市町村においては、販売と採取を控えてください。**

なお、野生きのこについては、同じ市町村内でも採取地等が異なれば、検査結果の状況が異なることがあります。**流通関係者の皆さんにおかれましては、安全な野生きのこの販売に御協力をお願いします。**

《 県で行っている 野生きのこ検査 》

① 全市町村検査

県において、県内の全市町村を対象に、各市町村で採取した野生きのこの放射性物質濃度を測定します。

原則として、各市町村年1回、各市町村で一般的に採取される野生きのこ1種類について、ゲルマニウム半導体検出器で精密検査を行います。

② 流通関係者（生産者団体、産地直売所、青果卸売市場）からの依頼に基づく検査

流通関係者が、野生きのこについて、自主的に放射性物質濃度の検査を行った際、もし国の定める基準（100Bq/kg）の1/2以上の値が測定された場合には、県（※）に精密検査の依頼をしてください。

※連絡先： 岩手県農林水産部林業振興課（振興担当） TEL019-629-5775

③ 市町村からの依頼に基づく検査


市町村において地域の住民から依頼を受けて野生きのこ放射性物質濃度の検査等を行った際、国の定める基準の1/2以上の値が検出された場合には、市町村からの依頼に基づき、県で精密検査を行います。

担当： 岩手県復興防災部復興危機管理室（放射線影響対策担当）
環境生活部県民くらしの安全課（食の安全安心担当）
農林水産部林業振興課（振興担当）

● 野生きのこ放射線物質濃度検査マップ(令和5年10月4日現在)

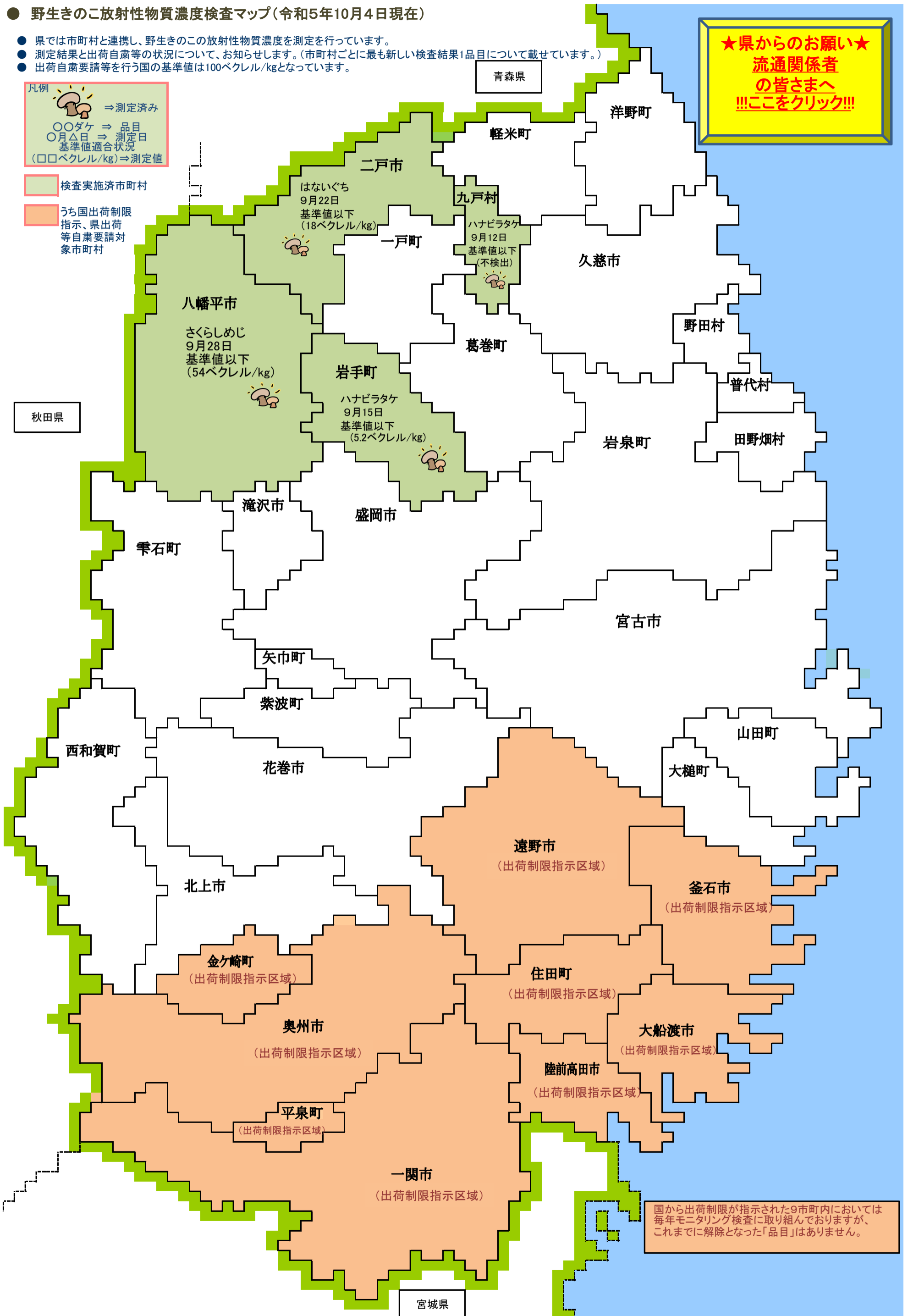
- 県では市町村と連携し、野生きのこの放射線物質濃度を測定を行っています。
- 測定結果と出荷自粛等の状況について、お知らせします。(市町村ごとに最も新しい検査結果1品目について載せています。)
- 出荷自粛要請等を行う国の基準値は100ベクレル/kgとなっています。

凡例

 ⇒ 測定済み
 ○○ダケ ⇒ 品目
 ○月△日 ⇒ 測定日
 基準値適合状況
 (□□ベクレル/kg) ⇒ 測定値

- 検査実施市町村
- うち国出荷制限指示、県出荷等自粛要請対象市町村

★県からのお願い★
 流通関係者の皆さまへ
 !!!ここをクリック!!!



国から出荷制限が指示された9市町内においては毎年モニタリング検査に取り組んでおりますが、これまでに解除となった「品目」はありません。

電子メールを活用した農業情報のサービスを行っています

久慈農業改良普及センターでは、農作物技術情報、台風や気象災害などへの注意情報、病害虫に関する情報、スマート農業に関する情報などをタイムリーに入手することに役立つメール配信をしています。

ご自身のメールから ce0026@pref.iwate.jp (普及センター組織アドレス)まで「氏名」、「住所」、「電話番号」を送信していただければ、いつでも登録できます。登録すれば久慈農業改良普及センター(地域 ML)からだけでなく、県(県 ML)からも情報が配信されます。

【QRコードからも申込みできます】

これまでに県から配信した内容は、次のような内容です。

- ・農作物技術情報(毎月、号外あり)
- ・農作物病害虫発生予察情報
- ・病害虫防除速報(水稻、野菜、果樹、花きなど)
- ・産地情報「産地紹介・人物紹介」(毎月)
- ・県からのお知らせ(イベント案内、研修会案内など)

今後も随時、情報発信していきますので、ぜひご利用ください。



～いわてアグリベンチャーネット掲載記事の紹介～

いわてアグリベンチャーネットでは、毎月、各地域の農業情報をお知らせしています。

【9、10月分の掲載記事】

- 産地紹介：《八幡平》加工房紹介 食物繊維、ミネラル豊富な「玄米もち」はいかがですか？
～菓子工房夢の実(八幡平市)～
：《中部遠野》産地情報 遠野産トルコギキョウの生産・市場評価向上の取組
- 人物紹介：《二戸》人物紹介『農業の魅力を全世界へ』
：《宮古》人物紹介記事『佐々木建彦さん 山田町の水田農業を力強く支える影の立役者』

○『普及活動年報』 県内各地域の普及センターの取組を紹介します。
下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。



久慈農業改良普及センターfacebook 公開中！

久慈寒次郎が、最新の情報や、HOT な情報をお届けします。
下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

<https://www.facebook.com/岩手県久慈農業改良普及センター-581601925540151/>

